

第42回長野地方裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 令和3年11月2日（火）午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 長野地方裁判所大会議室
- 3 出席者 [地方裁判所委員会委員]
岸日出夫（委員長），高野善生，田中淳，林一樹，福井利幸，細野隆司，宗村和広，室賀真喜男（五十音順，敬称略）
[説明者]
長野地方裁判所民事部総括裁判官
[事務局]
地方・家庭裁判所事務局長，地方裁判所事務局次長，家庭裁判所総務課長，家庭裁判所総務課課長補佐
- 4 テーマ
民事訴訟のIT化の現状について
- 5 議 事
 - (1) 議事の進行について
本日の委員会の一般傍聴者（弁護士2人）による傍聴を承認した。
 - (2) 民事訴訟のIT化の現状について
[説明（地方裁判所民事部総括裁判官）]
 - (3) 質疑・応答
【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，□：説明者】
説明内容に関する質問がされたほか，次のとおり意見交換があった。
◎ 民事訴訟のIT化の現状について，御意見又は御質問を伺いたい。
○ 現在行われているウェブ会議では録音及び録画ができるのか。また，出席者の確認等はどのようにして行っているのか。
□ ウェブ会議は，弁護士の代理人が受任している事件において行っており，録音及び録画はしない前提で行っている。また出席者の確認は，必ず期日

の最初に代理人弁護士に対して在室者の確認をしている。

- 長野地方裁判所において、ウェブ会議の件数を教えていただきたい。
- 令和3年9月末日時点において、ウェブ会議の実施件数は総数で265件である。内訳として、当事者の一方がウェブ会議に参加した件数が189件、当事者双方が参加した件数が66件であり、その他争点整理手続で利用された件数が10件である。
- ウェブ会議実施後の参加者はどのような反応であったか。
- 概ね良い印象を持たれているようであるが、接続に苦労した弁護士もおられるようである。
- 私もウェブ会議を行っているが、通信技術に慣れていないので形式によって音声が出ない等苦労しており、サポートが必要と感じている。
- ウェブ会議について、弁護士会でアンケートを集計したところ、フェーズ1では、ほぼ半数以上が良いという感想だった。不満足は少数であったが、その理由はソフトの使いにくさというユーザーインターフェースの問題であった。私は10件以上ウェブ会議を行ったが、概ね有用という認識である。
- ◎ 各分野におけるこれまでのIT化の状況等を踏まえて、インターネットを利用した手続に変化していくに当たり留意する点等について御経験や御意見を伺いたい。
- 私の分野では、本年4月から押印制度が廃止された。あと1、2年すれば書類はなくなりウェブ上で処理されていくものと感じている。今後は調査についてもウェブ調査に切り替わる方針であり、数件実施されているので、今後短いサイクルで普及していくと考えている。司法は関係者が多いためどのように整理していくか興味がある。
- 今までの監査では現地に赴いて確認していたが、新型コロナウイルスの感染状況により、リモートによる監査がだいぶ進み、ウェブ会議の実施や証拠書類のPDF化が行われている。この変化に当たり、仕組や運用セキ

セキュリティについては専門部署がないと担保できないため、裁判所においてもそのような専門部署は必要ではないかと思われる。

- ◎ IT化を進めるに当たり、内部の専門的な知識のある人材を活用されたのか、あるいは外部機関に委ねたのか伺いたい。
- 事務所の規模にもよるが、内製化で対応したり外部に委託したりどちらのケースもある。
- 学校の授業は昨年4月から12月末までオンライン授業にせざるを得なかった。本年前期は新型コロナウイルスの警戒レベルが下がったため、対面かオンラインを選択できる形となった。顔が見えないので理解できているのか分からないというデメリットもある反面、学生は5分前に起きてパソコンをつければ授業に臨めるというメリットもあった。学生からのレポート提出もペーパーレス化に役立つと思う。事務職員も優秀であり、各部署に1人は専門的知見を持つ職員がいて、IT化に対応しながら知識を増やし、ホームページの作り方等を教えてくれたりしている。
- お客様とのやりとりをはじめ、取締役会や株主総会もウェブ会議を利用している。IT化の導入ではシステム開発部門が進めていった。ただ、IT化は万能ではなく、交渉事では相手の気持ちをうまく押し量ることができなかつたり、好き嫌いがあるので、好みによって選択できる方法が良いのではと思う。また、電子申請が進むと問合せが増えるため、的確に問合せに応じられるスタッフの育成が大事であると感じた。
- 登記申請はオンラインで行えるが、最終的に書類を送付するので完全なIT化ではない。裁判所でも訴訟記録の原本をどう扱うか、例えば閲覧申請の際にどうするのか等は問題になると思う。
- 訴訟記録の電子化について、書証の成立に争いがある場合に、例えば当事者が書いた日記やノートの原本を見て状態を確認すること等は重要であるので、原本をどのように扱うかは課題となると思う。
- 現在、デジタル庁において、領収書や請求書を全国统一規格化すること

が進められており，請求書や領収書のやりとりが自動化できることになるため，改ざんが起きにくい状態になり，多くの国民にとって便利なものになると感じている。

- ◎ 情報管理の工夫例やセキュリティ管理等について伺いたい。
- PDFでの管理は写真の管理と変わらないので，大きなデータはデータベースとして，データ用の言語に置き換えてタグ付けしながら管理し，検索に対応した形が望ましいと思われるが，莫大なコストと管理費がかかる。
- 電子データは紙より盗みやすくなると言われるので，十分気を付けていかないといけないと思う。
- ◎ IT弱者に対するサポート等の留意点について伺いたい。
- この問題は，裁判所又は法律家か，どちらにしても誰かがコストをかけてやるに尽きると思う。一般市民からすると国がIT化を推進しているので国がコストをかけるべきと考えているのではないかと思う。裁判は一人で行うため誰かのサポートは必要である。スマートフォンでは訴訟記録の扱いは無理であり，ウェブ会議も厳しいのでパソコン又はタブレットで行われるべきである。訴訟はプライベートな問題のため，オープンな場でウェブ会議が行われることに危惧している。

6 次回議題

「裁判所が実施している広報活動について」

7 次回期日

令和4年5月17日（火）午後3時